

ＴＰＰ協定交渉大筋合意に関する意見書

ＴＰＰ協定交渉の大筋合意内容は農林水産分野の重要５品目のうち、米については、米国及び豪州に対する特別輸入枠の設定や、牛肉・豚肉等における段階的な関税削減・撤廃であった。

また、５品目以外の農林水産物は大半が関税撤廃となっており、安価な外国産農産物の輸入が県内農業生産や農村社会に深刻な打撃を与えることは必至であり、生産現場に不安が広がっている。

さらに、情報開示がないまま交渉がすすめられ、合意に至ったことは誠に遺憾であり、政府は、今回の合意内容と我が国農業に与える影響を精査した上で生産者に対する十分な説明を行うとともに、生産者の不安な声に耳を傾けるべきである。さらに、「再生産」を確実にするため、関連法制度の整備やそれに沿った予算措置など、万全な国内対策の確立が必要である。

よって、国においては、国民に対して詳細な情報提供を行うとともに、地方経済に与える影響を分析し、今後のあるべき農業の姿、構築すべき日本の農業の形を再確認し、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 米については、輸入米の拡大が主食用米の取引価格に影響が及ばないよう措置を講じること。また、米の需給改善のため主食用米の消費拡大や飼料米等、非主食用米の利用拡大を図ること。
- 2 野菜については、生産性や収益力向上のために万全な生産振興対策を講じること。
- 3 畜産については、経営の継続・発展のための環境整備など生産基盤の維持確保が図られる対策を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年１２月１１日

岐阜県 垂井町議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣